

**第4世代移動通信システムの普及のための
特定基地局の開設計画の認定に係る審査結果**

総合通信基盤局

平成30年4月

平成30年総務省告示第34号（第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件。以下「開設指針」という。）に係る特定基地局の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）の認定申請について、平成30年1月26日（金）から同年2月26日（月）までの間に申請受付を行った結果、株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）、KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社（以下「KDDI／沖縄セルラー電話」という。）、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）並びに楽天モバイルネットワーク株式会社（以下「楽天モバイルネットワーク」という。）からの申請があった。ついては、これらの4件の申請（KDDI／沖縄セルラー電話は地域ごとに連携する者として申請しているため、これらの審査については、開設指針第5章第2項の規定に基づき、1の申請とみなす。）について、電波法第27条の13第4項及び開設指針第5章第4項の規定により、次のとおり審査を行う。

申請された開設計画が満たすべき最低限の基準である絶対審査基準について、次のとおり審査を行う。

絶対審査基準 審査結果				
	NTTドコモ	ソフトバンク	KDDI／沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク
開設計画が開設指針に照らし適切なものであること。（電波法第27条の13第4項第1号）				
開設指針第1章第2項 開設指針の対象とする特定基地局の範囲				
特定基地局の範囲は、設備規則第49条の6の9又は同規則第49条の6の10に規定する技術基準に係る無線設備（同規則第49条の6の9に規定する技術基準に係る無線設備から発射される電波の中継を行う同規則第49条の6に規定する技術基準に係るものを含む。）を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項第1号に規定する周波数を使用するものとする。（開設指針第1章第2項）	【1. 7GHz帯全国バンド】 ・無線設備規則第49条の6の9に規定する技術基準（LTE-Advanced方式（FDD））に係る無線設備を使用。 【3. 4GHz帯全国バンド】 ・無線設備規則第49条の6の10に規定する技術基準（LTE-Advanced方式（TDD））に係る無線設備を使用。	【1. 7GHz帯全国バンド】 ・無線設備規則第49条の6の9に規定する技術基準（LTE-Advanced方式（FDD））に係る無線設備を使用。 【3. 4GHz帯全国バンド】 ・無線設備規則第49条の6の10に規定する技術基準（LTE-Advanced方式（TDD））に係る無線設備を使用。	【1. 7GHz帯全国バンド】 ・無線設備規則第49条の6の9に規定する技術基準（LTE-Advanced方式（FDD））に係る無線設備を使用。 【3. 4GHz帯全国バンド】 ・無線設備規則第49条の6の10に規定する技術基準（LTE-Advanced方式（TDD））に係る無線設備を使用。	【1. 7GHz帯全国バンド】 ・無線設備規則第49条の6の9に規定する技術基準（LTE-Advanced方式（FDD））に係る無線設備を使用。 【3. 4GHz帯全国バンド】 ・無線設備規則第49条の6の10に規定する技術基準（LTE-Advanced方式（TDD））に係る無線設備を使用。
	いずれの申請者も、無線設備規則に規定する技術基準に係る無線設備を特定基地局に使用することとしているため適当と認められる。			
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適

	NTTドコモ	ソフトバンク	KDDI／沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク
開設指針第1章第3項 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項 他				
1 特定基地局に使用させることとする周波数は、次に掲げるものとする。(開設指針第1章第3項第1号) (1) 1,805MHzを超え1,845MHz以下の周波数(1.7GHz帯全国バンド) (2) 3,400MHzを超え3,480MHz以下の周波数(3.4GHz帯全国バンド) (3) 1,860MHzを超え1,880MHz以下の周波数(1.7GHz帯東名阪以外バンド) 2 特定基地局に係る前号に規定する周波数の使用区域は、次に掲げるものとする。(開設指針第1章第3項第2号) (1) 1.7GHz帯全国バンド及び3.4GHz帯全国バンドにあっては、全国の区域 (2) 1.7GHz帯東名阪以外バンドにあっては、全国の区域から平成17年総務省告示第883号(1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件)第2項第2号(二)に掲げる区域(東名阪区域)を除いた区域 3 法第27条の13第2項第4号に規定する希望する周波数の範囲として、次に掲げるものを開設計画に記載すること。 なお、申請することができる周波数の帯域幅は、1.7GHz帯全国バンド及び1.7GHz帯東名阪以外バンドに係る申請にあっては20MHz、3.4GHz帯全国バンドに係る申請にあっては40MHzとする。(開設指針第5章第3項第2号) (1) 1.7GHz帯全国バンド、3.4GHz帯全国バンド及び1.7GHz帯東名阪以外バンドのうち、希望する周波数の範囲及びその希望する順位	<u>1 希望する周波数の範囲</u> 第1希望 3.4GHz帯全国バンド ①3,440MHzを超え3,480MHz以下 ②3,400MHzを超え3,440MHz以下 第2希望 1.7GHz帯全国バンド ①1,805MHzを超え1,825MHz以下 ②1,825MHzを超え1,845MHz以下 ※1.7GHz帯東名阪以外バンドは希望せず。 <u>2 使用区域</u> 全国	<u>1 希望する周波数の範囲</u> 第1希望 3.4GHz帯全国バンド ①3,400MHzを超え3,440MHz以下 ②3,440MHzを超え3,480MHz以下 第2希望 1.7GHz帯全国バンド ①1,825MHzを超え1,845MHz以下 ②1,805MHzを超え1,825MHz以下 ※1.7GHz帯東名阪以外バンドは希望せず。 <u>2 使用区域</u> 全国	<u>1 希望する周波数の範囲</u> 第1希望 1.7GHz帯全国バンド ①1,805MHzを超え1,825MHz以下 ②1,825MHzを超え1,845MHz以下 第2希望 3.4GHz帯全国バンド ①3,400MHzを超え3,440MHz以下 ②3,440MHzを超え3,480MHz以下 ※1.7GHz帯東名阪以外バンドは希望せず。 <u>2 使用区域</u> 全国	<u>1 希望する周波数の範囲</u> 第1希望 1.7GHz帯全国バンド ①1,825MHzを超え1,845MHz以下 ②1,805MHzを超え1,825MHz以下 ※3.4GHz帯全国バンド及び1.7GHz帯東名阪以外バンドは希望せず。 <u>2 使用区域</u> 全国

(2) 1. 7GHz帯全国バンドを希望する場合にあっては、(1)に加え1,805MHzを超え1,825MHz以下及び1,825MHzを超え1,845MHz以下の周波数の範囲についてその希望する順位 (3) 3. 4GHz帯全国バンドを希望する場合にあっては、(1)に加え3,400MHzを超え3,440MHz以下及び3,440MHzを超え3,480MHz以下の周波数の範囲についてその希望する順位				
	いずれの申請者も、1,805MHzを超え1,845MHz以下の周波数（周波数幅20MHz）を全国の区域で使用する計画又は3,400MHzを超え3,480MHz以下の周波数（周波数幅40MHz）を全国の区域で使用する計画としているため適当と認められる。			
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適

	NTTドコモ	ソフトバンク	KDDI／沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク																																																																																																																																																												
開設指針第2章第1項 1.7GHz帯全国バンドを使用する特定基地局の配置及び開設時期に関する事項																																																																																																																																																																
1 1.7GHz帯全国バンドの指定を受けた認定開設者（1.7GHz帯全国バンド認定開設者）は、認定日から起算して8年を経過した日の属する年度の末日までに、1.7GHz帯全国バンド特定基地局による1の総合通信局の管轄区域ごとの人口カバー率が全て100分の80以上になるように1.7GHz帯全国バンド特定基地局を開設しなければならない。（開設指針第2章第1項）	1 特定基地局の運用開始 ・運用開始日：平成31年6月28日（平成31年7月サービス開始）	1 特定基地局の運用開始 ・運用開始日：平成31年3月31日（平成31年3月サービス開始）	1 特定基地局の運用開始 ・運用開始日：平成31年3月29日（平成31年3月サービス開始）	1 特定基地局の運用開始 ・運用開始日：平成31年7月1日（平成31年10月サービス開始）																																																																																																																																																												
	2 特定基地局の人口カバー率 ・平成37年度末に各総合通信局の管轄区域で80%を達成。 ・平成37年度末の総合通信局の管轄区域ごとの人口カバー率は次のとおり。	2 特定基地局の人口カバー率 ・平成36年度末に各総合通信局の管轄区域で80%を達成。 ・平成37年度末の総合通信局の管轄区域ごとの人口カバー率は次のとおり。	2 特定基地局の人口カバー率 ・平成37年度末に各総合通信局の管轄区域で80%を達成。 ・平成37年度末の総合通信局の管轄区域ごとの人口カバー率は次のとおり。	2 特定基地局の人口カバー率 ・平成37年度末に各総合通信局の管轄区域で80%を達成。 ・平成37年度末の総合通信局の管轄区域ごとの人口カバー率は次のとおり。																																																																																																																																																												
	<table><tr><th>総合通信局</th><th>開設数</th><th>人口カバー率</th></tr><tr><td>北海道</td><td>261</td><td>80.1%</td></tr><tr><td>東北</td><td>860</td><td>80.0%</td></tr><tr><td>関東</td><td>3,178</td><td>80.0%</td></tr><tr><td>信越</td><td>551</td><td>80.0%</td></tr><tr><td>北陸</td><td>206</td><td>80.2%</td></tr><tr><td>東海</td><td>1,024</td><td>80.0%</td></tr><tr><td>近畿</td><td>1,180</td><td>80.0%</td></tr><tr><td>中国</td><td>783</td><td>80.1%</td></tr><tr><td>四国</td><td>736</td><td>80.0%</td></tr><tr><td>九州</td><td>1,362</td><td>80.3%</td></tr><tr><td>沖縄</td><td>101</td><td>80.3%</td></tr><tr><td>全国</td><td>10,242</td><td>80.1%</td></tr></table>	総合通信局	開設数	人口カバー率	北海道	261	80.1%	東北	860	80.0%	関東	3,178	80.0%	信越	551	80.0%	北陸	206	80.2%	東海	1,024	80.0%	近畿	1,180	80.0%	中国	783	80.1%	四国	736	80.0%	九州	1,362	80.3%	沖縄	101	80.3%	全国	10,242	80.1%	<table><tr><th>総合通信局</th><th>開設数</th><th>人口カバー率</th></tr><tr><td>北海道</td><td>381</td><td>83.4%</td></tr><tr><td>東北</td><td>1,224</td><td>80.1%</td></tr><tr><td>関東</td><td>2,230</td><td>96.8%</td></tr><tr><td>信越</td><td>282</td><td>80.3%</td></tr><tr><td>北陸</td><td>167</td><td>84.2%</td></tr><tr><td>東海</td><td>1,119</td><td>92.6%</td></tr><tr><td>近畿</td><td>1,478</td><td>95.8%</td></tr><tr><td>中国</td><td>803</td><td>80.3%</td></tr><tr><td>四国</td><td>425</td><td>80.2%</td></tr><tr><td>九州</td><td>771</td><td>80.7%</td></tr><tr><td>沖縄</td><td>74</td><td>92.6%</td></tr><tr><td>全国</td><td>8,954</td><td>90.4%</td></tr></table>	総合通信局	開設数	人口カバー率	北海道	381	83.4%	東北	1,224	80.1%	関東	2,230	96.8%	信越	282	80.3%	北陸	167	84.2%	東海	1,119	92.6%	近畿	1,478	95.8%	中国	803	80.3%	四国	425	80.2%	九州	771	80.7%	沖縄	74	92.6%	全国	8,954	90.4%	<table><tr><th>総合通信局</th><th>開設数</th><th>人口カバー率</th></tr><tr><td>北海道</td><td>1,248</td><td>91.5%</td></tr><tr><td>東北</td><td>2,713</td><td>90.6%</td></tr><tr><td>関東</td><td>9,091</td><td>98.2%</td></tr><tr><td>信越</td><td>922</td><td>91.1%</td></tr><tr><td>北陸</td><td>722</td><td>92.3%</td></tr><tr><td>東海</td><td>2,921</td><td>96.6%</td></tr><tr><td>近畿</td><td>4,450</td><td>97.8%</td></tr><tr><td>中国</td><td>2,138</td><td>89.6%</td></tr><tr><td>四国</td><td>1,099</td><td>90.5%</td></tr><tr><td>九州</td><td>3,197</td><td>91.7%</td></tr><tr><td>沖縄</td><td>159</td><td>80.1%</td></tr><tr><td>全国</td><td>28,660</td><td>95.1%</td></tr></table>	総合通信局	開設数	人口カバー率	北海道	1,248	91.5%	東北	2,713	90.6%	関東	9,091	98.2%	信越	922	91.1%	北陸	722	92.3%	東海	2,921	96.6%	近畿	4,450	97.8%	中国	2,138	89.6%	四国	1,099	90.5%	九州	3,197	91.7%	沖縄	159	80.1%	全国	28,660	95.1%	<table><tr><th>総合通信局</th><th>開設数</th><th>人口カバー率</th></tr><tr><td>北海道</td><td>961</td><td>92.3%</td></tr><tr><td>東北</td><td>3,382</td><td>92.2%</td></tr><tr><td>関東</td><td>7,096</td><td>98.0%</td></tr><tr><td>信越</td><td>1,134</td><td>93.7%</td></tr><tr><td>北陸</td><td>572</td><td>92.9%</td></tr><tr><td>東海</td><td>3,866</td><td>98.1%</td></tr><tr><td>近畿</td><td>3,628</td><td>97.8%</td></tr><tr><td>中国</td><td>2,253</td><td>91.4%</td></tr><tr><td>四国</td><td>1,174</td><td>91.7%</td></tr><tr><td>九州</td><td>3,143</td><td>93.5%</td></tr><tr><td>沖縄</td><td>188</td><td>96.3%</td></tr><tr><td>全国</td><td>27,397</td><td>96.0%</td></tr></table>	総合通信局	開設数	人口カバー率	北海道	961	92.3%	東北	3,382	92.2%	関東	7,096	98.0%	信越	1,134	93.7%	北陸	572	92.9%	東海	3,866	98.1%	近畿	3,628	97.8%	中国	2,253	91.4%	四国	1,174	91.7%	九州	3,143	93.5%	沖縄	188	96.3%	全国	27,397	96.0%
	総合通信局	開設数	人口カバー率																																																																																																																																																													
	北海道	261	80.1%																																																																																																																																																													
東北	860	80.0%																																																																																																																																																														
関東	3,178	80.0%																																																																																																																																																														
信越	551	80.0%																																																																																																																																																														
北陸	206	80.2%																																																																																																																																																														
東海	1,024	80.0%																																																																																																																																																														
近畿	1,180	80.0%																																																																																																																																																														
中国	783	80.1%																																																																																																																																																														
四国	736	80.0%																																																																																																																																																														
九州	1,362	80.3%																																																																																																																																																														
沖縄	101	80.3%																																																																																																																																																														
全国	10,242	80.1%																																																																																																																																																														
総合通信局	開設数	人口カバー率																																																																																																																																																														
北海道	381	83.4%																																																																																																																																																														
東北	1,224	80.1%																																																																																																																																																														
関東	2,230	96.8%																																																																																																																																																														
信越	282	80.3%																																																																																																																																																														
北陸	167	84.2%																																																																																																																																																														
東海	1,119	92.6%																																																																																																																																																														
近畿	1,478	95.8%																																																																																																																																																														
中国	803	80.3%																																																																																																																																																														
四国	425	80.2%																																																																																																																																																														
九州	771	80.7%																																																																																																																																																														
沖縄	74	92.6%																																																																																																																																																														
全国	8,954	90.4%																																																																																																																																																														
総合通信局	開設数	人口カバー率																																																																																																																																																														
北海道	1,248	91.5%																																																																																																																																																														
東北	2,713	90.6%																																																																																																																																																														
関東	9,091	98.2%																																																																																																																																																														
信越	922	91.1%																																																																																																																																																														
北陸	722	92.3%																																																																																																																																																														
東海	2,921	96.6%																																																																																																																																																														
近畿	4,450	97.8%																																																																																																																																																														
中国	2,138	89.6%																																																																																																																																																														
四国	1,099	90.5%																																																																																																																																																														
九州	3,197	91.7%																																																																																																																																																														
沖縄	159	80.1%																																																																																																																																																														
全国	28,660	95.1%																																																																																																																																																														
総合通信局	開設数	人口カバー率																																																																																																																																																														
北海道	961	92.3%																																																																																																																																																														
東北	3,382	92.2%																																																																																																																																																														
関東	7,096	98.0%																																																																																																																																																														
信越	1,134	93.7%																																																																																																																																																														
北陸	572	92.9%																																																																																																																																																														
東海	3,866	98.1%																																																																																																																																																														
近畿	3,628	97.8%																																																																																																																																																														
中国	2,253	91.4%																																																																																																																																																														
四国	1,174	91.7%																																																																																																																																																														
九州	3,143	93.5%																																																																																																																																																														
沖縄	188	96.3%																																																																																																																																																														
全国	27,397	96.0%																																																																																																																																																														
いずれの申請者も、平成37年度末までに1の総合通信局の管轄区域ごとの1.7GHz帯全国バンド特定基地局の人口カバー率が全て80%以上になるように1.7GHz帯特定基地局を開設する計画であるため適当と認められる。																																																																																																																																																																
評価：適		評価：適		評価：適																																																																																																																																																												

	NTTドコモ	ソフトバンク	KDDI／沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク																																																																																																																					
開設指針第3章第1項 3. 4GHz帯全国バンドを使用する特定基地局の配置及び開設時期に関する事項																																																																																																																									
1 3. 4GHz帯全国バンドの指定を受けた認定開設者（3. 4GHz帯全国バンド認定開設者）は、認定日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までに、3. 4GHz帯全国バンド特定基地局による1の総合通信局の管轄区域ごとの人口カバー率が全て100分の50以上になるように3. 4GHz帯全国バンド特定基地局を開設しなければならない。（開設指針第3章第1項）	1 特定基地局の運用開始 ・運用開始日：平成31年12月27日（平成32年1月サービス開始）	1 特定基地局の運用開始 ・運用開始日：平成32年3月31日（平成32年3月サービス開始）	1 特定基地局の運用開始 ・運用開始日：平成31年3月29日（平成31年3月サービス開始）	－																																																																																																																					
	2 特定基地局の人口カバー率 ・平成34年度末に各管轄区域で50%を達成。 ・平成34年度末の総合通信局ごとの人口カバー率は次のとおり。	2 特定基地局の人口カバー率 ・平成34年度末に各管轄区域で50%を達成。 ・平成34年度末の総合通信局ごとの人口カバー率は次のとおり。	2 特定基地局の人口カバー率 ・平成34年度末に各管轄区域で50%を達成。 ・平成34年度末の総合通信局ごとの人口カバー率は次のとおり。																																																																																																																						
	<table><tr><th>総合通信局</th><th>開設数</th><th>人口カバー率</th></tr><tr><td>北海道</td><td>196</td><td>60.1%</td></tr><tr><td>東北</td><td>378</td><td>60.1%</td></tr><tr><td>関東</td><td>4,651</td><td>60.0%</td></tr><tr><td>信越</td><td>277</td><td>60.0%</td></tr><tr><td>北陸</td><td>130</td><td>60.2%</td></tr><tr><td>東海</td><td>1,018</td><td>60.0%</td></tr><tr><td>近畿</td><td>1,730</td><td>60.0%</td></tr><tr><td>中国</td><td>269</td><td>60.1%</td></tr><tr><td>四国</td><td>293</td><td>60.1%</td></tr><tr><td>九州</td><td>1,187</td><td>60.1%</td></tr><tr><td>沖縄</td><td>91</td><td>60.1%</td></tr><tr><td>全国</td><td>10,220</td><td>60.1%</td></tr></table>	総合通信局	開設数	人口カバー率	北海道	196	60.1%	東北	378	60.1%	関東	4,651	60.0%	信越	277	60.0%	北陸	130	60.2%	東海	1,018	60.0%	近畿	1,730	60.0%	中国	269	60.1%	四国	293	60.1%	九州	1,187	60.1%	沖縄	91	60.1%	全国	10,220	60.1%	<table><tr><th>総合通信局</th><th>開設数</th><th>人口カバー率</th></tr><tr><td>北海道</td><td>841</td><td>60.0%</td></tr><tr><td>東北</td><td>1,228</td><td>54.8%</td></tr><tr><td>関東</td><td>8,692</td><td>62.7%</td></tr><tr><td>信越</td><td>718</td><td>55.5%</td></tr><tr><td>北陸</td><td>472</td><td>58.4%</td></tr><tr><td>東海</td><td>2,655</td><td>57.6%</td></tr><tr><td>近畿</td><td>3,669</td><td>63.4%</td></tr><tr><td>中国</td><td>1,550</td><td>57.7%</td></tr><tr><td>四国</td><td>543</td><td>54.7%</td></tr><tr><td>九州</td><td>2,648</td><td>60.6%</td></tr><tr><td>沖縄</td><td>151</td><td>53.7%</td></tr><tr><td>全国</td><td>23,167</td><td>60.3%</td></tr></table>	総合通信局	開設数	人口カバー率	北海道	841	60.0%	東北	1,228	54.8%	関東	8,692	62.7%	信越	718	55.5%	北陸	472	58.4%	東海	2,655	57.6%	近畿	3,669	63.4%	中国	1,550	57.7%	四国	543	54.7%	九州	2,648	60.6%	沖縄	151	53.7%	全国	23,167	60.3%	<table><tr><th>総合通信局</th><th>開設数</th><th>人口カバー率</th></tr><tr><td>北海道</td><td>403</td><td>52.4%</td></tr><tr><td>東北</td><td>674</td><td>51.5%</td></tr><tr><td>関東</td><td>6,178</td><td>51.1%</td></tr><tr><td>信越</td><td>256</td><td>52.0%</td></tr><tr><td>北陸</td><td>235</td><td>52.0%</td></tr><tr><td>東海</td><td>1,260</td><td>51.9%</td></tr><tr><td>近畿</td><td>2,676</td><td>51.4%</td></tr><tr><td>中国</td><td>688</td><td>51.1%</td></tr><tr><td>四国</td><td>326</td><td>51.2%</td></tr><tr><td>九州</td><td>1,006</td><td>51.3%</td></tr><tr><td>沖縄</td><td>56</td><td>50.7%</td></tr><tr><td>全国</td><td>13,758</td><td>51.4%</td></tr></table>	総合通信局	開設数	人口カバー率	北海道	403	52.4%	東北	674	51.5%	関東	6,178	51.1%	信越	256	52.0%	北陸	235	52.0%	東海	1,260	51.9%	近畿	2,676	51.4%	中国	688	51.1%	四国	326	51.2%	九州	1,006	51.3%	沖縄	56	50.7%	全国	13,758	51.4%	
	総合通信局	開設数	人口カバー率																																																																																																																						
	北海道	196	60.1%																																																																																																																						
東北	378	60.1%																																																																																																																							
関東	4,651	60.0%																																																																																																																							
信越	277	60.0%																																																																																																																							
北陸	130	60.2%																																																																																																																							
東海	1,018	60.0%																																																																																																																							
近畿	1,730	60.0%																																																																																																																							
中国	269	60.1%																																																																																																																							
四国	293	60.1%																																																																																																																							
九州	1,187	60.1%																																																																																																																							
沖縄	91	60.1%																																																																																																																							
全国	10,220	60.1%																																																																																																																							
総合通信局	開設数	人口カバー率																																																																																																																							
北海道	841	60.0%																																																																																																																							
東北	1,228	54.8%																																																																																																																							
関東	8,692	62.7%																																																																																																																							
信越	718	55.5%																																																																																																																							
北陸	472	58.4%																																																																																																																							
東海	2,655	57.6%																																																																																																																							
近畿	3,669	63.4%																																																																																																																							
中国	1,550	57.7%																																																																																																																							
四国	543	54.7%																																																																																																																							
九州	2,648	60.6%																																																																																																																							
沖縄	151	53.7%																																																																																																																							
全国	23,167	60.3%																																																																																																																							
総合通信局	開設数	人口カバー率																																																																																																																							
北海道	403	52.4%																																																																																																																							
東北	674	51.5%																																																																																																																							
関東	6,178	51.1%																																																																																																																							
信越	256	52.0%																																																																																																																							
北陸	235	52.0%																																																																																																																							
東海	1,260	51.9%																																																																																																																							
近畿	2,676	51.4%																																																																																																																							
中国	688	51.1%																																																																																																																							
四国	326	51.2%																																																																																																																							
九州	1,006	51.3%																																																																																																																							
沖縄	56	50.7%																																																																																																																							
全国	13,758	51.4%																																																																																																																							
いずれの申請者も、平成34年度末までに1の総合通信局の管轄区域ごとの3. 4GHz帯全国バンド特定基地局の人口カバー率が全て50%以上になるように3. 4GHz帯特定基地局を開設する計画であるため適当と認められる。																																																																																																																									
評価：適	評価：適	評価：適	－																																																																																																																						

	NTTドコモ	ソフトバンク	KDDI／沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク
開設指針第2章第2項 1. 7GHz帯全国バンド特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項				
1. 7GHz帯全国バンド認定開設者は、1. 7GHz帯全国バンド特定基地局の無線設備に対し、空間分割多重方式（1の陸上移動局への送信において4以上の空中線を使用するものに限る。）、256値直交振幅変調、キャリアアグリゲーション技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。ただし、既存事業者以外の者が1. 7GHz帯全国バンド認定開設者となる場合にあっては、キャリアアグリゲーション技術を除く技術を用いるものとする。（開設指針第2章第2項）	256値直交振幅変調の適用（平成31年6月から対応） - キャリアアグリゲーション技術の導入（平成31年6月から対応）	256値直交振幅変調の適用（平成32年3月から対応） - キャリアアグリゲーション技術の導入（平成32年3月から対応）	- 空間分割多重方式（4×4MIMO）の導入（平成32年3月から対応） 256値直交振幅変調の適用（平成31年3月から対応） - キャリアアグリゲーション技術の導入（2CAを平成31年10月から、3CAを平成32年度以降順次対応）	- 空間分割多重方式（4×4MIMO）の導入（平成31年7月から対応） 256値直交振幅変調の適用（平成31年7月から対応） ※新規事業者はキャリアアグリゲーション技術が対象外。
	いずれの申請者も、1. 7GHz帯全国バンド特定基地局の特定基地局の無線設備に対して、空間分割多重方式（1の陸上移動局への送信において4以上の空中線を使用するものに限る。）、256値直交振幅変調、キャリアアグリゲーション技術（新規事業者を除く。）その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いることとしているため適当と認められる。			
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
開設指針第3章第2項 3. 4GHz帯全国バンド特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項				
3. 4GHz帯全国バンド認定開設者は、3. 4GHz帯全国バンド特定基地局の無線設備に対し、空間分割多重方式（1の陸上移動局への送信において4以上の空中線を使用するものに限る。）、256値直交振幅変調、キャリアアグリゲーション技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。（開設指針第3章第2項）	- 空間分割多重方式（4×4MIMO）の導入（平成31年12月から対応） 256値直交振幅変調の適用（平成31年12月から対応） - キャリアアグリゲーション技術の導入（平成31年12月から対応）	- 空間分割多重方式（4×4MIMO）の導入（平成32年3月から対応） 256値直交振幅変調の適用（平成32年3月から対応） - キャリアアグリゲーション技術の導入（平成32年3月から対応）	- 空間分割多重方式（4×4MIMO）の導入（平成31年3月から対応） 256値直交振幅変調の適用（平成31年3月から対応） - キャリアアグリゲーション技術の導入（3. 4GHz帯全国バンド内のCAを平成31年3月から、指定周波数とのCAを平成31年度以降順次対応）	—
	いずれの申請者も、3. 4GHz帯全国バンド特定基地局の特定基地局の無線設備に対して、空間分割多重方式（1の陸上移動局への送信において4以上の空中線を使用するものに限る。）、256値直交振幅変調、キャリアアグリゲーション技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いることとしているため適当と認められる。			
	評価：適	評価：適	評価：適	—

	NTTドコモ	ソフトバンク	KDDI／沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク
開設指針第2章第3項【1. 7GHz帯全国バンド】 終了促進措置に関する事項				
1 1. 7GHz帯全国バンド認定開設者は、1,710MHzを超え1,850MHz以下の周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を周波数割当計画に定める日前に終了させるため、この項に定めるところにより、公共業務用無線局を対象とする終了促進措置を実施しなければならない。(開設指針第2章第3項第1号)	・平成34年度末までに公共業務用無線局を対象とする終了促進措置に伴う周波数移行を実施。	・平成34年度末までに公共業務用無線局を対象とする終了促進措置に伴う周波数移行を実施。	・平成34年度末までに公共業務用無線局を対象とする終了促進措置に伴う周波数移行を実施。	・平成34年度末までに公共業務用無線局を対象とする終了促進措置に伴う周波数移行を実施。
	いずれの申請者も、公共業務用無線局を対象とする終了促進措置を実施することとしているため適当と認められる。			
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適

	NTTドコモ	ソフトバンク	KDDI／沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク
2① 終了促進措置の実施概要の周知、実施手順の通知等や終了促進措置に係る1.7GHz帯対象免許人との合意について、他の1.7GHz帯全国バンド認定開設者及び1.7GHz帯東名阪以外バンド認定開設者と共同して実施することとし、当該事項及び当該合意の実施方法について他の1.7GHz帯全国バンド認定開設者及び1.7GHz帯東名阪以外バンド認定開設者と協議し、認定日から3月以内に合意すること。(開設指針第2章第3項第5号(1)) 2② 他の1.7GHz帯全国バンド認定開設者及び1.7GHz帯東名阪以外バンド認定開設者との合意の日から1月以内に、終了促進措置の実施概要を1.7GHz帯対象免許人に周知させるための措置を開始すること。(開設指針第2章第3項第5号(2)) 2③ 他の1.7GHz帯全国バンド認定開設者及び1.7GHz帯東名阪以外バンド認定開設者との合意の日から3月以内に、終了促進措置の実施手順を1.7GHz帯対象免許人に対して通知すること。(開設指針第2章第3項第5号(3))	1 他の認定開設者との合意 ・終了促進措置に係る1.7GHz帯対象免許人との合意等について、他の1.7GHz帯全国バンド認定開設者及び1.7GHz帯東名阪以外バンド認定開設者と共同して実施し、その方法について認定日から3か月以内に、他の1.7GHz帯全国バンド認定開設者及び1.7GHz帯東名阪以外バンド認定開設者と協議し、合意することを遵守する旨を明記。 2 実施概要の周知 ・合意の日から1か月以内(平成30年7～8月)に対面による打合せ及び電子メールによる資料共有等により、実施概要の周知を開始。 3 実施手順の通知 ・合意の日から3か月以内(平成30年9～10月)に対面による打合せ及び電子メールによる資料共有等により、通知を完了。	1 他の認定開設者との合意 ・終了促進措置に係る1.7GHz帯対象免許人との合意等について、他の1.7GHz帯全国バンド認定開設者及び1.7GHz帯東名阪以外バンド認定開設者と共同して実施し、その方法について認定日から3か月以内に、他の1.7GHz帯全国バンド認定開設者及び1.7GHz帯東名阪以外バンド認定開設者と協議し、合意することを遵守する旨を明記。 2 実施概要の周知 ・合意の日(平成30年7月)に周知や通知の内容を示した資料を到着確認が可能な郵送手段により、実施概要の周知を開始。 3 実施手順の通知 ・合意の日(平成30年7月)に周知や通知の内容を示した資料を到着確認が可能な郵送手段により、通知を完了。	1 他の認定開設者との合意 ・終了促進措置に係る1.7GHz帯対象免許人との合意等について、他の1.7GHz帯全国バンド認定開設者及び1.7GHz帯東名阪以外バンド認定開設者と共同して実施し、その方法について認定日から3か月以内に、他の1.7GHz帯全国バンド認定開設者及び1.7GHz帯東名阪以外バンド認定開設者と協議し、合意することを遵守する旨を明記。 2 実施概要の周知 ・合意の日から1か月以内(平成30年7月)に対面による書面の説明により、実施概要の周知を開始。 3 実施手順の通知 ・合意の日から1か月以内(平成30年7月)に対面による資料説明により、通知を完了。	1 他の認定開設者との合意 ・終了促進措置に係る1.7GHz帯対象免許人との合意等について、他の1.7GHz帯全国バンド認定開設者及び1.7GHz帯東名阪以外バンド認定開設者と共同して実施し、その方法について認定日から3か月以内に、他の1.7GHz帯全国バンド認定開設者及び1.7GHz帯東名阪以外バンド認定開設者と協議し、合意することを遵守する旨を明記。 2 実施概要の周知 ・合意の日から1か月以内(平成30年7月)に対面による説明及び電子メールや配達証明郵便により、実施概要の周知を開始。 3 実施手順の通知 ・合意の日から3か月以内(平成30年9月)に電子メールや配達証明郵便により、通知を完了。

2 ④ 1.7GHz帯対象免許人との間で、当該1.7GHz帯対象免許人が行う措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該1.7GHz帯対象免許人が措置を行うまでの間に当該1.7GHz帯対象免許人の終了促進措置の対象となる公共業務用無線局と1.7GHz帯全国バンド特定基地局が周波数を共用する場合の当該共用の条件その他終了促進措置の内容について協議を行うこと。(開設指針第2章第3項第5号(4)) 2 ⑤ 1.7GHz帯対象免許人から協議の申入れがあった場合には、遅滞なく当該協議を開始すること。(開設指針第2章第3項第5号(5))	4 1.7GHz帯対象免許人との協議 平成30年7～8月から、終了促進措置の内容及び実施時期、費用負担に関する事項、周波数共用条件等について、1.7GHz帯対象免許人との協議を開始。	4 1.7GHz帯対象免許人との協議 平成30年7月までに終了促進措置の内容及び実施時期、費用負担に関する事項、周波数共用条件等について、1.7GHz帯対象免許人との協議を開始。	4 1.7GHz帯対象免許人との協議 平成30年7月から、終了促進措置の内容及び実施時期、費用負担に関する事項、周波数共用条件等について、1.7GHz帯対象免許人との協議を開始。	4 1.7GHz帯対象免許人との協議 平成30年7月から、終了促進措置の内容及び実施時期、費用負担に関する事項、周波数共用条件等について、1.7GHz帯対象免許人との協議を開始。
	5 1.7GHz帯対象免許人からの協議申入れ 開設指針に定められた1.7GHz帯対象免許人からの協議の申入れがあった場合への対応に係る規定を遵守する旨を明記。	5 1.7GHz帯対象免許人からの協議申入れ 開設指針に定められた1.7GHz帯対象免許人からの協議の申入れがあった場合への対応に係る規定を遵守する旨を明記。	5 1.7GHz帯対象免許人からの協議申入れ 開設指針に定められた1.7GHz帯対象免許人からの協議の申入れがあった場合への対応に係る規定を遵守する旨を明記。	5 1.7GHz帯対象免許人からの協議申入れ 開設指針に定められた1.7GHz帯対象免許人からの協議の申入れがあった場合への対応に係る規定を遵守する旨を明記。
	いずれの申請者も、認定後6か月以内に、開設指針に定められた終了促進措置を開始するために必要な事項を行うこととしているため適当と認められる。			
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適

	NTTドコモ	ソフトバンク	KDDI／沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク
3① 申請者は、本開設指針の施行の日から認定を受けるまでの間、1.7GHz帯対象免許人に対し、1.7GHz帯全国バンド認定開設者及び1.7GHz帯東名阪以外バンド認定開設者が行う費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと。 (開設指針第2章第3項第6号(1)) 3② 申請者は、本開設指針の施行の日から認定を受けるまでの間、他の全ての申請者に対し、終了促進措置に係る実施方法について協議、調整等を一切行わないこと。(開設指針第2章第3項第6号(2)) 3③ 1.7GHz帯全国バンド認定開設者は、他の1.7GHz帯全国バンド認定開設者及び1.7GHz帯東名阪以外バンド認定開設者と合意したときは、その合意の内容を示す書面の写しを速やかに総務大臣に提出するとともに、その内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。(開設指針第2章第3項第6号(3)) 3④ 1.7GHz帯全国バンド認定開設者は、他の1.7GHz帯全国バンド認定開設者及び1.7GHz帯東名阪以外バンド認定開設者との合意の日から1月以内に、終了促進措置の実施に関する1.7GHz帯対象免許人からの問合せに対応するための窓口を設置し、当該措置が完了する日まで設置すること。(開	1 対象免許人との事前協議等の禁止 ・開設指針に定められた1.7GHz帯対象免許人との事前協議等の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。 2 他の申請者との事前協議等の禁止 ・開設指針に定められた他の全ての申請者との事前協議等の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。 3 他の認定開設者との合意内容の公表 ・終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の1.7GHz帯全国バンド認定開設者及び1.7GHz帯東名阪以外バンド認定開設者と合意した内容を示す書面を総務大臣に提出するとともに、自社のホームページへ掲載して公表することについて明記。 4 窓口の設置 ・合意の日から1か月以内(平成30年7月～8月)に、電話及びメールによる専用窓口を設置。 ・終了促進措置の専担組織として「1.7GHz帯推進担当」を設置し、当該組織内に窓口組織(2名体制)を設置。 ・窓口対応要員には、社内研修等による教育を実施。	1 対象免許人との事前協議等の禁止 ・開設指針に定められた1.7GHz帯対象免許人との事前協議等の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。 2 他の申請者との事前協議等の禁止 ・開設指針に定められた他の全ての申請者との事前協議等の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。 3 他の認定開設者との合意内容の公表 ・終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の1.7GHz帯全国バンド認定開設者及び1.7GHz帯東名阪以外バンド認定開設者と合意した内容を示す書面を総務大臣に提出するとともに、インターネット等へ掲載して公表することについて明記。 4 窓口の設置 ・合意の日と同日に、電話及びメールによる専用窓口を設置。 ・終了促進措置の専担組織として「1.7GHz終了促進センター」を設置し、当該組織内に窓口組織(5名体制)を設置。 ・窓口対応要員には、社内研修、マニュアル等による教育を実施。	1 対象免許人との事前協議等の禁止 ・開設指針に定められた1.7GHz帯対象免許人との事前協議等の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。 2 他の申請者との事前協議等の禁止 ・開設指針に定められた他の全ての申請者との事前協議等の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。 3 他の認定開設者との合意内容の公表 ・終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の1.7GHz帯全国バンド認定開設者及び1.7GHz帯東名阪以外バンド認定開設者と合意した内容を示す書面を総務大臣に提出するとともに、自社のホームページへ掲載して公表することについて明記。 4 窓口の設置 ・合意の日から1か月以内(平成30年7月)に、電話及びメールによる専用窓口を設置。 ・終了促進措置の専担組織として「1.7GHz帯移行推進本部」を設置し、当該組織内に窓口組織(6名体制)を設置。 ・窓口対応要員には、社内研修、マニュアル等による教育を実施。	1 対象免許人との事前協議等の禁止 ・開設指針に定められた1.7GHz帯対象免許人との事前協議等の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。 2 他の申請者との事前協議等の禁止 ・開設指針に定められた他の全ての申請者との事前協議等の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。 3 他の認定開設者との合意内容の公表 ・終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の1.7GHz帯全国バンド認定開設者及び1.7GHz帯東名阪以外バンド認定開設者と合意した内容を示す書面を総務大臣に提出するとともに、自社のホームページへ掲載して公表することについて明記。 4 窓口の設置 ・合意の日から1か月以内(平成30年7月)に、専用窓口を設置。 ・終了促進措置の専担組織として「1.7GHz帯移行促進センター」を設置し、当該組織内に窓口組織(10名体制)を設置。 ・窓口対応要員には、社内研修、マニュアル等による教育を実施。

設指針第2章第3項第6号(4)) 3⑤ 1.7GHz帯全国バンド認定開設者は、実施手順の通知をした場合は、その通知の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。(開設指針第2章第3項第6号(5)) 3⑥ 1.7GHz帯全国バンド認定開設者は、終了促進措置に関する費用の負担の公正が確保されるよう十分に配慮すること。(開設指針第2章第3項第6号(6))	・認定開設者が複数の場合には、問合せ窓口の幹事者を設定して、認定開設者間で問合せ情報等を共有できる仕組みを構築。		・認定開設者が複数の場合には、問合せを一元的に管理するための1つの共通窓口を設置。	
	5 実施手順の通知内容の公表 ・実施手順の通知内容を自社のホームページで公表することについて明記。	5 実施手順の通知内容の公表 ・実施手順の通知内容をインターネットで公表することについて明記。	5 実施手順の通知内容の公表 ・実施手順の通知内容をインターネットで公表することについて明記。	5 実施手順の通知内容の公表 ・実施手順の通知内容をインターネットで公表することについて明記。
	6 費用負担の公正確保 ・終了促進措置に関する費用負担の公正が確保されるよう十分に配慮することを明記。	6 費用負担の公正確保 ・終了促進措置に関する費用負担の公正が確保されるよう十分に配慮することを明記。	6 費用負担の公正確保 ・終了促進措置に関する費用負担の公正が確保されるよう十分に配慮することを明記。	6 費用負担の公正確保 ・終了促進措置に関する費用負担の公正が確保されるよう十分に配慮することを明記。
	いずれの申請者も、開設指針に定められた終了促進措置の公正性及び透明性の確保を図るための事項を遵守することとしているため適当と認められる。			
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適

	NTT ドコモ	ソフトバンク	KDDI／沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク
開設指針第3章第3項【3. 4GHz帯全国バンド】 終了促進措置に関する事項				
1 3. 4GHz帯全国バンド認定開設者は、3,400MHzを超え3,456MHz以下の周波数を現に使用している次に掲げる無線局による当該周波数の使用を周波数割当計画に定める日前に終了させるため、この項に定めるところにより、当該無線局を対象とする終了促進措置を実施しなければならない。（開設指針第3章第3項第1号） (1) 放送番組の素材を中継することを目的として開設する固定局、放送番組を中継することを目的として開設する固定局及び番組素材中継又は放送番組中継のために必要な連絡又は機器の監視若しくは制御を行う固定局（以下「STL等」という。）であって、3,400MHzを超え3,456MHz以下の周波数を使用するもの (2) 放送番組の素材を中継することを目的として開設する無線局のうち移動業務の無線局（以下「FPU」という。）であって、3,400MHzを超え3,456MHz以下の周波数を使用するもの	1 STL等 - 平成32年度末までに終了促進措置を完了。 2 FPU - 平成32年度末までに終了促進措置を完了。	1 STL等 - 平成32年度末までに終了促進措置を完了（関東及び近畿は平成31年度末までに完了）。 2 FPU - 平成31年度末までに終了促進措置を完了。	1 STL等 - 平成34年11月末までに終了促進措置を完了。 2 FPU - 平成33年度末までに終了促進措置を完了。	—
	いずれの申請者も、STL等及びFPUを対象とした終了促進措置を実施することとしているため適当と認められる。			
	評価：適	評価：適	評価：適	—

	NTTドコモ	ソフトバンク	KDDI／沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク
2① 終了促進措置の実施概要の周知、実施手順の通知等や終了促進措置に係る3.4GHz帯対象免許人との合意について、他の3.4GHz帯全国バンド認定開設者と共同して実施することとし、当該事項及び当該合意の実施方法について他の3.4GHz帯全国バンド認定開設者と協議し、認定日から3月以内に合意すること。（開設指針第3章第3項第5号(1)） 2② 他の3.4GHz帯全国バンド認定開設者との合意の日から1月以内に、終了促進措置の実施の概要を3.4GHz帯対象免許人に周知させるための措置を開始すること。（開設指針第3章第3項第5号(2)） 2③ 他の3.4GHz帯全国バンド認定開設者との合意の日から6月以内に、終了促進措置の実施手順を3.4GHz帯対象免許人に対して通知すること。（開設指針第3章第3項第5号(3)） 2④ 実施概要の周知及び実施内容の通知の実施前に、3.4GHz帯対象免許人を社員その他の構成員としている法人又は団体（以下「免許人団体」という。）との間で当該事項の実施について協議を行うこと。（開設指針第3章第3項第5	1 他の認定開設者との合意 ・終了促進措置に係る3.4GHz帯対象免許人との合意等について、他の3.4GHz帯全国バンド認定開設者と共同して実施し、その方法について認定日から3か月以内に、他の3.4GHz帯全国バンド認定開設者と協議し、合意することを遵守する旨を明記。 2 実施概要の周知 ・合意の日から1か月以内（平成30年7月）に、自社のホームページ及び免許人団体のホームページ、会報のほか、放送系雑誌の広告掲載や関連製造業者のWEBサイト等により、実施概要の周知を開始。 3 実施手順の通知 ・配達証明郵便により実施手順の通知を実施し、合意の日から6か月以内（平成30年12月）に完了。 ・不達の場合には、電話や直接訪問により確実に通知を実施。 4 免許人団体との協議 ・免許人団体との間で、周知・通知に関する事前協議を実施。	1 他の認定開設者との合意 ・終了促進措置に係る3.4GHz帯対象免許人との合意等について、他の3.4GHz帯全国バンド認定開設者と共同して実施し、その方法について認定日から3か月以内に、他の3.4GHz帯全国バンド認定開設者と協議し、合意することを遵守する旨を明記。 2 実施概要の周知 ・合意の日から1か月以内（平成30年7月）に、到着確認が可能な郵送手段により、実施概要の周知を開始。 3 実施手順の通知 ・到着確認が可能な郵送手段及び専用ウェブサイトにより実施手順の通知を実施し、合意の日から3か月以内（平成30年9月）に完了。 4 免許人団体との協議 ・免許人団体との間で、周知・通知に関する事前協議を実施。	1 他の認定開設者との合意 ・終了促進措置に係る3.4GHz帯対象免許人との合意等について、他の3.4GHz帯全国バンド認定開設者と共同して実施し、その方法について認定日から3か月以内に、他の3.4GHz帯全国バンド認定開設者と協議し、合意することを遵守する旨を明記。 2 実施概要の周知 ・合意の日から1か月以内（平成30年7月）に、自社のホームページ、免許人団体のホームページ及び書面の郵送により、実施概要の周知を開始。 3 実施手順の通知 ・配達証明郵便等により実施手順の通知を実施し、合意の日から6か月以内（平成30年12月）に完了。 ・不達の場合には、電話連絡した上で個別訪問により通知を実施。 4 免許人団体との協議 ・免許人団体との間で、周知・通知に関する事前協議を実施。	— — — —

号(4)) 2⑤ 3.4GHz帯対象免許人との間で、当該3.4GHz帯対象免許人が行う措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該3.4GHz帯対象免許人が措置を行うまでの間に当該3.4GHz帯対象免許人の終了促進措置の対象となる無線局と3.4GHz帯全国バンド特定基地局が周波数を共用する場合の当該共用の条件その他終了促進措置の内容について協議を行うこと。(開設指針第3章第3項第5号(5)) 2⑥ 3.4GHz帯対象免許人から協議の申入れがあった場合には、遅滞なく当該協議を開始すること。(開設指針第3章第3項第5号(6))	5 3.4GHz帯対象免許人との協議 平成31年1月頃から、終了促進措置の内容及び実施時期、費用負担に関する事項、周波数共用条件等について、3.4GHz帯対象免許人との協議を開始。	5 3.4GHz帯対象免許人との協議 平成30年9月から、終了促進措置の内容及び実施時期、費用負担に関する事項、周波数共用条件等について、3.4GHz帯対象免許人との協議を開始。	5 3.4GHz帯対象免許人との協議 平成30年12月から、終了促進措置の内容及び実施時期、費用負担に関する事項、周波数共用条件等について、3.4GHz帯対象免許人との協議を開始。	—
	6 3.4GHz帯対象免許人からの協議申入れ 開設指針に定められた3.4GHz帯対象免許人からの協議の申入れがあった場合への対応に係る規定を遵守する旨を明記。	6 3.4GHz帯対象免許人からの協議申入れ 開設指針に定められた3.4GHz帯対象免許人からの協議の申入れがあった場合への対応に係る規定を遵守する旨を明記。	6 3.4GHz帯対象免許人からの協議申入れ 開設指針に定められた3.4GHz帯対象免許人からの協議の申入れがあった場合への対応に係る規定を遵守する旨を明記。	—
いずれの申請者も、認定後9か月以内に、開設指針に定められた終了促進措置を開始するために必要な事項を行うこととしているため適当と認められる。				
評価：適		評価：適		—

	NTTドコモ	ソフトバンク	KDDI／沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク
3① 申請者は、本開設指針の施行の日から認定を受けるまでの間、3.4GHz帯対象免許人及び免許人団体に対し、3.4GHz帯全国バンド認定開設者が行う費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと。(開設指針第3章第3項第6号(1))	1 対象免許人との事前協議等の禁止 ・開設指針に定められた3.4GHz帯対象免許人及び免許人団体との事前協議等の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。	1 対象免許人との事前協議等の禁止 ・開設指針に定められた3.4GHz帯対象免許人及び免許人団体との事前協議等の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。	1 対象免許人との事前協議等の禁止 ・開設指針に定められた3.4GHz帯対象免許人及び免許人団体との事前協議等の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。	—
3② 申請者は、本開設指針の施行の日から認定を受けるまでの間、他の全ての申請者に対し、終了促進措置に係る実施方法について協議、調整等を一切行わないこと。(開設指針第3章第3項第6号(2))	2 他の申請者との事前協議等の禁止 ・開設指針に定められた他の全ての申請者との事前協議等の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。	2 他の申請者との事前協議等の禁止 ・開設指針に定められた他の全ての申請者との事前協議等の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。	2 他の申請者との事前協議等の禁止 ・開設指針に定められた他の全ての申請者との事前協議等の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。	—
3③ 3.4GHz帯全国バンド認定開設者は、他の3.4GHz帯全国バンド認定開設者と合意したときは、その合意の内容を示す書面の写しを速やかに総務大臣に提出するとともに、その内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。(開設指針第3章第3項第6号(3))	3 他の認定開設者との合意内容の公表 ・終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の3.4GHz帯全国バンド認定開設者と合意した内容を示す書面を総務大臣に提出するとともに、自社のホームページへ掲載して公表することについて明記。	3 他の認定開設者との合意内容の公表 ・終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の3.4GHz帯全国バンド認定開設者と合意した内容を示す書面を総務大臣に提出するとともに、インターネット等へ掲載して公表することについて明記。	3 他の認定開設者との合意内容の公表 ・終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の3.4GHz帯全国バンド認定開設者と合意した内容を示す書面を総務大臣に提出するとともに、自社のホームページへ掲載して公表することについて明記。	—
3④ 3.4GHz帯全国バンド認定開設者は、他の3.4GHz帯全国バンド認定開設者との合意の日から1月以内に、終了促進措置の実施に関する3.4GHz帯対象免許人からの問合せに対応するための窓口を設置し、当該措置が完了する日まで設置すること。(開設指針第3章第3項第6号(4))	4 窓口の設置 ・合意の日から1か月以内(平成30年7月)に、電話及びメールによる専用窓口を設置。 ・終了促進措置の専任組織として「3.4GHz帯推進チーム」を設置し、当該組織内に窓口組織(3名体制)を設置。 ・窓口対応要員には、社内研修、マニュアル等による教育を実施。 ・認定開設者が複数の場合には、認定開設者の代表窓口又は認定開	4 窓口の設置 ・合意の日から1か月以内(平成30年7月)に、電話及びメールによる専用窓口を設置。 ・終了促進措置の専任組織である移行促進部門内に窓口組織(5名体制)を設置。 ・1次対応窓口は委託会社に設置。 ・窓口対応要員には、社内研修、マニュアル等による教育を実施。	4 窓口の設置 ・合意の日から1か月以内(平成30年7月)に、電話及びメールによる専用窓口を設置。 ・終了促進措置の専任組織として「3.4GHz帯移行推進センター」を設置し、当該組織内に窓口組織(10名体制)を設置。 ・窓口対応要員には、社内研修、マニュアル等による教育を実施。 ・認定開設者が複数の場合には、認定開設者の共通窓口を設置。	—

3⑤ 3.4GHz帯全国バンド認定開設者は、実施手順の通知をした場合は、その通知の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。(開設指針第3章第3項第6号(5)) 3⑥ 3.4GHz帯全国バンド認定開設者は、終了促進措置に関する費用の負担の公正が確保されるよう十分に配慮すること。(開設指針第3章第3項第6号(6))	設者が共同で窓口組織を設置。 - 平成30年11月以降は問合せの増加が見込まれるため、3.4GHz帯対象免許人との協議対応要員を配置。 - 認定開設者間で問合せ情報等を共有できる仕組みを構築。			
	5 実施手順の通知内容の公表 実施手順の通知内容を自社のホームページで公表することについて明記。	5 実施手順の通知内容の公表 実施手順の通知内容を自社のホームページで公表することについて明記。	5 実施手順の通知内容の公表 実施手順の通知内容を自社のホームページで公表することについて明記。	—
	6 費用負担の公正確保 終了促進措置に関する費用負担の公正が確保されるよう十分に配慮することを明記。	6 費用負担の公正確保 終了促進措置に関する費用負担の公正が確保されるよう十分に配慮することを明記。	6 費用負担の公正確保 終了促進措置に関する費用負担の公正が確保されるよう十分に配慮することを明記。	—
	いずれの申請者も、開設指針に定められた終了促進措置の公正性及び透明性の確保を図るための事項を遵守することとしているため適当と認められる。			
	評価：適	評価：適	評価：適	—

	NTTドコモ	ソフトバンク	KDDI／沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク
開設指針別表第2の7 混信等の防止に関する事項				
次に掲げる混信等の防止に関する計画及びその根拠を有していること。（開設指針別表第2の7） (1) 既設の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置及び特定基地局の設置前に当該設置に係る情報交換若しくは協議の実施又は当該妨害を防止するための特定基地局の設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所及び無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画並びにその根拠 (2) 3.4GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては、3.4GHz帯全国バンド特定基地局及びその通信の相手方である陸上移動局の送信を開始する時刻及び任意の10ミリ秒における送信時間の調整等同期をとるための具体的な措置に関する事項その他の3.4GHz帯全国バンド認定開設者の無線局及び既存の無線局の運用を阻害する混信その他の妨	1 既設無線局等への混信防止等 - 干渉調整の窓口（総合調整窓口及び干渉発生時の調整窓口）を通して調整を実施。 - サイトエンジニアリング（基地局設置場所、空中線設置位置・指向方向の調整等）を実施。 - フィルタ（特定基地局側又は被干渉局側）の追加を実施。 【3.4GHz帯全国バンド】 3,480～3,600MHzの地球局に対しては、サイトエンジニアリング、スモールセルの導入を基本として事前対策を実施。 - 事前対策の実施にもかかわらず、干渉が発生した場合は、チルト角の遠隔制御やアンテナ設置位置の調整を実施。 2 他の認定開設者との混信防止 【3.4GHz帯全国バンド】 - 各基地局にGPSを設置する方法又はエントランス回線網から時刻を配信する方法により実施。 - フレーム構成は上下比率1対3を計画。	1 既設無線局等への混信防止等 - 干渉調整の窓口（総合調整窓口及び干渉発生時の調整窓口）を通して調整を実施。 - サイトエンジニアリング（基地局設置場所、空中線設置位置・指向方向の調整等）を実施。 - フィルタ（特定基地局側又は被干渉局側）の追加を実施。 【3.4GHz帯全国バンド】 3,480～3,600MHzの地球局に対しては、干渉計算ツールを活用し、干渉計算結果が干渉許容レベルを超えないことを確認することで、それらの条件に従った置局を実施。 2 他の認定開設者との混信防止 【3.4GHz帯全国バンド】 - 各基地局にGPSを設置する方法により実施。 - フレーム構成は上下比率1対3を計画。	1 既設無線局等への混信防止等 - 干渉調整の窓口（総合調整窓口及び干渉発生時の調整窓口）を通して調整を実施。 - サイトエンジニアリング（基地局設置場所、空中線設置位置・指向方向の調整等）を実施。 - フィルタ（特定基地局側又は被干渉局側）の追加を実施。 【3.4GHz帯全国バンド】 3,480～3,600MHzの地球局に対しては、干渉計算ツールを活用し、干渉計算結果が干渉許容レベルを超えないことを確認することで、それらの条件に従った置局を実施。 2 他の認定開設者との混信防止 【3.4GHz帯全国バンド】 - 他の3.4GHz帯全国バンド認定開設者及び3.5GHz帯の既存認定事業者と協議し、合意した内容に従う。 - フレーム構成は上下比率1対3を計画。	1 既設無線局等への混信防止等 - 干渉調整の窓口（総合調整窓口及び干渉発生時の調整窓口）を通して調整を実施。 - サイトエンジニアリング（基地局設置場所、空中線設置位置・指向方向の調整等）を実施。 - フィルタ（特定基地局側又は被干渉局側）の追加を実施。 —

害の防止に係る必要な事項に関する計画並びにその根拠 (3) 3.4GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては、第5章第14項に定める体制の整備に関する計画及びその根拠				
	3 受信設備に係る体制 【3.4GHz帯全国バンド】 ・開設計画認定後速やかに他の認定開設者と協議・合意。 ・他の認定開設者との合意の上、3.5GHz帯認定開設者で設置している窓口において対応。	3 受信設備に係る体制 【3.4GHz帯全国バンド】 ・開設計画認定後速やかに他の認定開設者と協議・合意。 ・他の認定開設者との合意の上、3.5GHz帯認定開設者で設置している窓口において対応。	3 受信設備に係る体制 【3.4GHz帯全国バンド】 ・新たに設置する検討会において、他の認定開設者と協議し、認定日から3ヶ月以内に合意。 ・他の認定開設者との合意の上、3.5GHz帯認定開設者で設置している窓口において対応。	—
	いずれの申請者も、既設無線局等への混信防止等を行う計画を有しており、また、3.4GHz帯全国バンドの申請者は3,400MHzを超え3,480MHz以下の周波数を使用する地球局等及び他の認定開設者の無線局への混信防止対策並びに宇宙無線通信の電波の受信を行う受信設備への影響に関する周知及び問合せ等に応じる窓口の設置を行う計画を有し、その根拠として既設の無線局での干渉調整や窓口設置の実績等又は具体的な対応策が示されているため適当と認められる。			
	評価：適	評価：適	評価：適	—

	NTTドコモ	ソフトバンク	KDDI／沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク
開設指針別表第2 開設計画の認定の要件（絶対審査基準）				
1 本開設指針に係る開設計画に記載された全ての特定基地局について、その円滑な整備のため、設置場所の確保（開設に対する地域住民の合意形成に向けた取組を含む。）、無線設備の調達及び特定基地局の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画並びにその根拠を有していること。（開設指針別表第2の1）	1 設置場所の確保 - 原則、既設基地局サイト（約77,000サイト）への併設（耐荷重やスペース面で併設が不可能な場合には、新設時の業務フローに基づいて設置場所を確保）。 - 特定基地局設備の併設を容易にするため、既設基地局設備の小型軽量化、省スペース化等を実施。 ・無線局の開設に対し、地域住民への説明や問合せ対応等を実施。 ・高度特定基地局の設置場所を新たに設置する場合は、できる限りアンテナを低く設置できる場所（ビル壁面等）を新たに選定。 2 無線設備の調達 - 既設基地局の無線設備について納入実績があるベンダを含め、複数ベンダから調達を予定。 - 平成30年度から無線設備の開発に着手し、運用開始時期（1.7GHz	1 設置場所の確保 - 原則、既設基地局サイト（約250,000サイト）への併設（併設が不可能な場合には、今後策定される新設時の業務フローに基づいて設置場所を確保）。 - 特定基地局設備の併設を容易にするため、既設基地局設備の小型軽量化、省スペース化等を実施。 ・無線局の開設に対し、地域住民への説明や問合せ対応等を実施。 2 無線設備の調達 - 既設基地局の無線設備について納入実績があるベンダを含め、複数ベンダから調達を予定。 - 平成28年度から無線設備の開発に着手済みであり、運用開始時	1 設置場所の確保 - 原則、既設基地局サイト（約49,000サイト）への併設（耐荷重等で併設が不可能な場合には、新たに設置場所を確保）。 - 特定基地局設備の併設を容易にするため、既設基地局設備の小型軽量化、省スペース化等を実施。 - 局所的にトラヒックが発生する場所では、小型基地局を電柱に設置。 ・無線局の開設に対し、地域住民への説明や問合せ対応等を実施。 2 無線設備の調達 - 既設基地局の無線設備について納入実績があるベンダを含め、複数ベンダから調達を予定。 - 平成30年度から無線設備の開発に着手し、運用開始時期（平成31	1 設置場所の確保 - 原則、自社で基地局を新設（既存事業者や電力会社の鉄塔等の既存設備の利用も想定） - ビルの屋上（約5,000局）については、既存事業者の設置場所（約50,000箇所中の約27%が設置可能と想定）を第1候補としつつ、多数のビルを所有する大手法人との折衝、基地局設置の承諾済の建物情報を把握可能なWEBサービスの活用等により設置場所を確保。 - コンクリート柱（約20,000局）については、住宅地、駐車場、道路脇の用地、コンビニエンスストア等の敷地内、電力会社が保有する既存電柱等の設置場所を確保。 - 鉄塔等（約2,000局）については、既存事業者や電力会社の鉄塔等の既存設備の一部借用予定（約1,700局の候補有り）。 - 他事業者の廃局設備の活用等 - 無線局の開設に対し、地域住民への説明や問合せ対応等を実施。 2 無線設備の調達 - 世界市場において納入実績が豊富な1社又は複数ベンダから調達を予定。 - 平成30年度から開発に着手し、運用開始時期（平成31年7月）まで

	帯：平成31年6月、3.4GHz帯：平成31年12月）までに導入が可能。	期（1.7GHz帯：平成31年3月、3.4GHz帯：平成32年3月）までに導入が可能。	年3月末）までに導入が可能。	に導入が可能。
	3 業者との協力体制 ・既設基地局の整備に係る工事協力会社を活用（開設計画と同等規模の基地局工事実績あり）。 ・工事協力会社に対して研修（講習、実習）やマニュアルの整備により、新たに必要となる知識等の提供。	3 業者との協力体制 ・既設基地局の整備に係る工事協力会社を活用（開設計画と同等規模の基地局工事実績あり）。 ・工事協力会社と工事の進捗状況等が共有できるICTツールを用いた連携等を実施。	3 業者との協力体制 ・既設基地局の整備に係る工事協力会社を活用（開設計画と同等規模の基地局工事実績あり）。 ・工事協力会社に対して研修（講習、実習）により、新たに必要となる知識等の提供。	3 業者との協力体制 ・既存事業者の基地局整備において十分な実績を有する工事協力会社との協議を開始。 ・工事協力会社と工事の進捗状況等がリアルタイムで共有できるWEBシステムを構築して連携等を実施予定。
	いずれの申請者も、設置場所の確保、無線設備の調達及び特定基地局の整備に係る業者との協力体制の確保に関する計画を有し、その根拠として具体的な規模・時期・方法等が示されているため適当と認められる。			
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適

	NTTドコモ	ソフトバンク	KDDI／沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク
2 申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画を有し、かつ、特定基地局に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに当該電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する計画並びにその根拠を有していること。(開設指針別表第2の2)	1 技術検討・実験・標準化等 • これまでにLTE-Advanced方式の実用化等に関する様々な技術検討や実証実験等を実施。 • 標準化団体等における移動通信システムの標準化活動実績を有し、引き続き活動を行う予定。	1 技術検討・実験・標準化等 • これまでにLTE-Advanced方式の実用化等に関する様々な技術検討や実証実験等を実施。 • 標準化団体等における移動通信システムの標準化活動実績を有し、引き続き活動を行う予定。	1 技術検討・実験・標準化等 • これまでにLTE-Advanced方式の実用化等に関する様々な技術検討や実証実験等を実施。 • 標準化団体等における移動通信システムの標準化活動実績を有し、引き続き活動を行う予定。	1 技術検討・実験・標準化等 • 1.7GHz帯の電波伝搬特性に関する技術検証を実施。 • 今後、無線設備のソフトウェアやハードウェアの検証試験やフィールドトライアルを実施予定。 • 標準化団体等における移動通信システムの標準化活動を行う予定。
	2 電気通信設備の調達・工事 【端末設備】 • 1.7GHz帯の指定済周波数に対応している既存端末設備において、既に1.7GHz帯全国バンドにも対応済。 • 3.5GHz帯の指定済周波数に対応している既存端末設備において、既に3.4GHz帯全国バンドにも対応済。 【伝送路・交換設備】 • 伝送路設備（中継回線）は、現行サービスのIPルータ網及びイーサネット網を活用するほか、必要に応じ増設を実施。 • 伝送路設備（エントランス回線）は、現行サービスのエントランス回線を活用し、必要に応じ増設を行う。 • 交換設備は、現行サービスのものを活用。	2 電気通信設備の調達・工事 【端末設備】 • 1.7GHz帯の指定済周波数に対応している既存端末設備において、既に1.7GHz帯全国バンドにも対応済。 • 3.5GHz帯の指定済周波数に対応している既存端末設備において、既に3.4GHz帯全国バンドにも対応済。 【伝送路・交換設備】 • 伝送路設備（中継回線）は、現行サービスのIPバックボーンネットワークを活用するほか、必要に応じ増速を実施。 • 伝送路設備（エントランス回線）は、調達実績のある事業者から調達。 • 交換設備は、現行サービスのものを活用するほか、トラヒック需要等に応じて設備の調達を実施。	2 電気通信設備の調達・工事 【端末設備】 • ほぼ全ての既存端末設備において、既に1.7GHz帯全国バンドにも対応済。 • 3.5GHz帯の指定済周波数に対応している既存端末設備において、既に3.4GHz帯全国バンドにも対応済。 【伝送路・交換設備】 • 伝送路設備（中継回線）は、現行サービスのIP網を活用するほか、必要に応じ増設を実施。 • 伝送路設備（エントランス回線）は、現行サービスのエントランス回線を活用するほか、必要に応じて新設・増設を行う。 • 交換設備は、現行サービスのものを活用するほか、トラヒック増加等に伴い増設を実施。	2 電気通信設備の調達・工事 【端末設備】 • 1.7GHz帯全国バンドに対応した端末設備については、複数のバンドからの調達を検討。平成30年度からの調達に向けて協議を開始。 【伝送路・交換設備】 • 伝送路設備（中継回線）は、グループ会社への調達実績のある事業者との協議を開始。 • 伝送路設備（エントランス回線）は、既存事業者への調達実績のある事業者等と協議を開始。 • 交換設備は、世界市場で導入経験がある複数の事業者と協議を開始。

	3 電気通信設備の運用・保守 ・ 現行サービスの運用保守に従事する技術要員（自社及び機能分担子会社）により対応し、今後の増加に対しては、人材交流等により常時適切な人員数を確保（オペレーションセンター要員：約400名、高度技術者：約200名、保守要員（自社）：約2,600名、保守要員（子会社）：約3,000名）。 ・ 24時間体制での運用・監視を実施。	3 電気通信設備の運用・保守 ・ 現行サービスの運用保守に従事する技術要員（自社及び業務委託）により対応し、今後の増加に対しては、毎年の保全体制の見直しにより対応（オペレーションセンター要員：416名、保守要員（自社）：427名、保守要員（委託先）：563名）。 ・ 24時間体制での運用・監視を実施。	3 電気通信設備の運用・保守 ・ 現行サービスの運用保守に従事する技術要員（自社及び業務委託並びに機器調達ベンダー）により対応し、今後の増加に対しては、社員への教育・訓練より常時適切な人員数を確保（オペレーションセンター要員：608名、保守要員（自社）：510名、保守要員（委託先）：23社）。 ・ 24時間体制での運用・監視を実施。	3 電気通信設備の運用・保守 ・ 平成37年度までに運用保守に従事する技術要員（自社及び業務委託）を配置予定（オペレーションセンター要員150名、保守要員474名を配置） ・ 24時間体制での運用・監視を実施予定。
	いずれの申請も、技術的な検討、実験、標準化等の実績等を有しており、かつ、電気通信設備の調達及び工事並びに運用及び保守に関する計画を有し、その根拠として具体的な時期・方法等が示されているため適当と認められる。			
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適

	NTTドコモ	ソフトバンク	KDDI／沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク
3 関係法令の規定に基づき、無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画並びにその根拠を有していること。(開設指針別表第2の3)	1 無線従事者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用(3,988名を選任)。 ・無線従事者への教育・訓練等を実施。	1 無線従事者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用(5,749名を選任)。 ・社内での資格取得支援制度等により更なる増員を図る。	1 無線従事者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用(1,584名を選任)。 ・無線従事者への教育・訓練等を実施。 ・社内での資格取得支援制度等により更なる増員を図る。	1 無線従事者 ・サービス開始時に95名以上を主に外部委託により確保予定(平成40年度末には210名を予定)。 ・無線従事者への教育・訓練等を実施予定。 ・中途採用や社員の教育を実施し、継続的に増員予定。
	2 電気通信主任技術者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用(30名を選任(資格保有者は約1,500名以上))。 ・電気通信主任技術者への教育・訓練等を実施。	2 電気通信主任技術者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用(80名を選任(資格保有者は1,155名))。 ・社内での資格取得支援制度等により更なる増員を図る。	2 電気通信主任技術者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用(61名を選任(資格保有者は3,257名))。 ・電気通信主任技術者への教育・訓練等を実施。 ・社内での資格取得支援制度等により更なる増員を図る。	2 電気通信主任技術者 ・サービス開始時に27名以上を主に外部委託により確保予定(平成40年度末には53名を予定)。 ・電気通信主任技術者への教育・訓練等を実施予定。 ・中途採用や社員の教育を実施し、継続的に増員予定。
	いずれの申請も、無線従事者及び電気通信主任技術者の配置に関する計画を有し、その根拠として現行サービスに従事する要員を主として特定基地局の運用を実施する又は外部委託により要員確保を行う等の方法が示されているため適当と認められる。			
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適

	NTTドコモ	ソフトバンク	KDDI／沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク
4 特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策（天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。）に関する計画及びその根拠を有していること。（開設指針別表第2の4）	・地域間中継伝送路の3ルート化を実施。 ・エントランス回線網にリング構成を採用し、経路を冗長化。 ・交換機構成の多重化により装置の負荷を分散することで通信のふくそうを回避。 ・車載型基地局（78台）及び移動電源車（101台）を配備。 ・都道府県庁等重要拠点に係る基地局に対してエンジンによる無停電化又はバッテリーの24時間化を実施。 ・災害時の基地局補完として1つの基地局で複数の基地局のエリアをカバー可能な大ゾーン基地局（106カ所）を設置。	・基幹網と交換設備との間の伝送路を全ルート冗長化。 ・エントランス回線の冗長化を実施。 ・通信のふくそうを防止するため、複数の設備でトラヒックを分散・平準化。 ・車載型基地局（100台）可搬型基地局（200台）、移動電源車（82台）、可搬型発電機（900台）、燃料備蓄タンク（8カ所）及びタンクローリー（4台）を配備。 ・都道府県庁等重要拠点に係る基地局バッテリーの24時間化を実施。 ・災害時に移動基地局から通信を中継する気球無線中継システム（10台）を配備。	・コア設備を複数の拠点に分散設置する等によりネットワークを冗長化。 ・エントランス回線の冗長化を実施。 ・通信のふくそうなどを防止するため、基地局の負荷が一定以上になった場合に自動的に制御をかける仕組みなどを導入。 ・車載型基地局（29台）、可搬型基地局（40台）、移動電源車（54台）及び非常用発電機（523台）を配備。 ・都道府県庁等重要拠点に係る基地局バッテリーの24時間化を実施。 ・災害時の基地局補完として1つの基地局で複数の基地局のエリアをカバー可能な大ゾーン基地局（10カ所）を設置。 ・災害時の基地局補完として海上からサービス提供が可能な船上基地局（2隻）を配備。	・エントランス回線網及び地域間網にリング構成を採用し、経路を冗長化。 ・通信のふくそうなどを防止するため、基地局の負荷が一定以上になった場合に自動的に制御をかける仕組みなどを導入。 ・車載型基地局（87台）、可搬型基地局（170台）及び移動電源車（170台）を配備予定。 ・都道府県庁等重要拠点に係る基地局バッテリーの24時間化を実施予定。
	いずれの申請も、安全・信頼性を確保するための対策に関する計画を有し、その根拠として当該対策を既に実施するなどの実績がある又は具体的な対策方法が示されているため適当と認められる。			
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適

	NTTドコモ	ソフトバンク	KDDI／沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク
5 特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有していること並びに当該電気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、営業利益の生じる年度（認定日から起算して10年を経過した日の属する年度までに限る。）があること及びその根拠を有していること。（開設指針別表第2の5）	1 設備投資額 ・特定基地局の基地局設備への投資額 【1. 7GHz帯全国バンド】 約591億円※ ※平成30～40年度までの累計額。 【3. 4GHz帯全国バンド】 約865億円※ ※平成30～40年度までの累計額。 2 資金調達 ・電気通信事業等からの資金収支により調達（利益剰余金…約4.3兆円（平成29年3月期有価証券報告書により確認）） 3 損益 ・平成40年度までのいずれの年度においても、当期損益は黒字。	1 設備投資額 ・特定基地局の基地局設備への投資額 【1. 7GHz帯全国バンド】 約740億円※ ※平成30～40年度までの累計額。 【3. 4GHz帯全国バンド】 約858億円※ ※平成30～40年度までの累計額。 2 資金調達 ・電気通信事業等からの資金収支により調達（利益剰余金…約0.4兆円（平成29年3月期有価証券報告書により確認）） 3 損益 ・平成40年度までのいずれの年度においても、当期損益は黒字。	1 設備投資額 ・特定基地局の基地局設備への投資額 【1. 7GHz帯全国バンド】 約2,479億円※ ※平成30～40年度までの累計額。 【3. 4GHz帯全国バンド】 約1,452億円※ ※平成30～40年度までの累計額。 2 資金調達 ・電気通信事業等からの資金収支により調達（利益剰余金…約3.2兆円（KDDI）及び約0.06兆円（沖縄セルラー電話）（いずれも平成29年3月期有価証券報告書により確認）） 3 損益 ・平成40年度までのいずれの年度においても、当期損益は黒字。	1 設備投資額 ・特定基地局の基地局設備への投資額 【1. 7GHz帯全国バンド】 約5,263億円※ ※平成30～40年度までの累計額。 2 資金調達 ・親会社からの出資（2,000億円）、銀行等からの借入（4,300億円）により調達（関心表明書等により確認） 3 損益 ・平成35年度以降のいずれの年度においても、当期損益は黒字。 ・平成40年度末に約1,000万契約の計画。
	いずれの申請者も、特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画を有し、その根拠として資金確保を証する書類が添付されており、かつ、当該電気通信事業に係る損益はいずれの年度においても利益を生じる計画又は平成35年度以降において利益を生じる計画となっているため適当と認められる。			
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適

	NTTドコモ	ソフトバンク	KDDI／沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク
6 法令遵守のための対策、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第152号）に適合した個人情報保護のための対策並びに電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せに対する適切かつ迅速な処理を行うこと並びに広告表示において通信速度、当該通信速度に対応する電気通信役務の提供区域その他の電気通信役務の内容を利用者に明確に伝えることその他の電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策並びに当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠を有していること。（開設指針別表第2の6）	1 法令遵守 ・グループの行動指針、社内規程等が策定（申請書に添付）され、社内体制も整備。 ・社員への法令遵守に関する教育、研修等を実施し、内部監査を実施。 ・社内外にコンプライアンス相談・公益通報窓口を設置。 2 個人情報保護 ・個人情報保護ガイドラインに基づき社内規程等を策定（申請書に添付）。 ・個人情報保護を含む情報セキュリティ対策を実施するため、社内に専門組織を設置。 ・情報セキュリティポリシーを策定し、ホームページにて公開。 ・個人情報端末の管理や個人情報に係る業務委託先の管理監督等を実施。 3 利用者利益の保護 ・電話、対面により対応しているほか、問合せフォームにより24時間対応。 ・広告表示について、最新端末の仕様に準じたサービスエリアをサービスや端末OSごとに提供。 ・電話やHPより、利用者の声を集約し、品質改善に反映する仕	1 法令遵守 ・グループの行動指針、社内規程等を策定（申請書に添付）され、社内体制も整備。 ・社員や販売代理店への法令遵守に関する教育、研修等を実施。 ・社内外にコンプライアンス相談・公益通報窓口を設置。 ・コンプライアンスとあわせて反社会勢力への対応も規定。 2 個人情報保護 ・個人情報保護ガイドラインに基づき社内規程等を策定（申請書に添付）。 ・個人情報保護を含む情報セキュリティ対策を実施するため、社内に専門組織を設置。 ・個人情報に係る業務委託先に対しても現地調査等を実施。 3 利用者利益の保護 ・電話、対面により対応しているほか、問合せフォームにより24時間対応。 ・電話対応者及び販売店従業員の教育・研修を実施。 ・広告表示について、法務部門等のチェックや外部機関への照会を実施。	1 法令遵守 ・グループの行動指針、社内規程等を策定（申請書に添付）され、社内体制も整備。 ・社員への法令遵守に関する教育、研修等を実施。 ・社内外にコンプライアンス相談・公益通報窓口を設置。 2 個人情報保護 ・個人情報保護ガイドラインに基づき社内規程等を策定（申請書に添付）。 ・個人情報保護を含む情報セキュリティ対策を実施するため、社内に専門組織を設置。 ・社員への情報セキュリティに関する教育・研修を実施。 3 利用者利益の保護 ・電話、対面により対応しているほか、問合せフォームにより24時間対応。 ・販売店従業員の教育・研修を実施。 ・広告表示について、審査部門において通信速度等のサービススペックの事実確認（二重確認）、従業員への教育・研修を実施。	1 法令遵守 ・グループの行動指針、社内規程等を策定（申請書に添付）され、社内体制を整備予定。 ・社員や販売代理店への法令遵守に関する教育、研修等を実施予定。 ・社内にコンプライアンス相談・公益通報窓口を設置予定。 ・コンプライアンスとあわせて反社会勢力への対応も規定予定。 2 個人情報保護 ・個人情報保護ガイドラインに基づきグループ規程等を策定（申請書に添付）。 ・個人情報保護を含む情報セキュリティ対策を実施するため、社内に専門組織を設置予定。 ・社員への個人情報保護に関する教育・研修を実施予定。 3 利用者利益の保護 ・電話、対面により対応するほか、問合せフォームにより24時間対応予定。 ・販売店従業員等の教育・研修を実施予定。 ・広告表示について、社内の中立的第三者機関で利用者への影響が大きい広告表示等の承認を得るプロセスを構築予定。

	組みを構築。			
	いずれの申請者も、法令遵守並びに個人情報及び利用者利益の保護のための体制の整備に関する計画を有し、その根拠として社内規定等の添付もあるため適当と認められる。			
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適

	NTT ドコモ	ソフトバンク	KDDI／沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク
7 負担可能額は次の各号に掲げる認定に応じ、それぞれ各号に定める金額以上とし、申請者は当該負担可能額を確保できること。(開設指針別表第2の8) (1) 1. 7GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画及び1. 7GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画の認定 1,950億円 (2) 3. 4GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画の認定 110億円	1 負担可能額 【1. 7GHz帯全国バンド】 2, 110億円 【3. 4GHz帯全国バンド】 620億円 2 資金の確保 ・電気通信事業等からの資金収支により調達(利益剰余金…約4.3兆円(平成29年3月期有価証券報告書により確認))	1 負担可能額 【1. 7GHz帯全国バンド】 2, 110億円 【3. 4GHz帯全国バンド】 620億円 2 資金の確保 ・電気通信事業等からの資金収支により調達(利益剰余金…約0.4兆円(平成29年3月期有価証券報告書により確認))	1 負担可能額 【1. 7GHz帯全国バンド】 2, 110億円 【3. 4GHz帯全国バンド】 620億円 2 資金の確保 ・電気通信事業等からの資金収支により調達(利益剰余金…約3.2兆円(KDDI)及び約0.06兆円(沖縄セルラー電話)(いずれも平成29年3月期有価証券報告書により確認))	1 負担可能額 【1. 7GHz帯全国バンド】 2, 110億円 2 資金の確保 ・親会社からの出資(2,000億円)、銀行等からの借入(4,300億円)により調達(関心表明書等により確認)
	1. 7GHz帯全国バンドを希望する申請者の負担可能額は1,950億円以上であり、また、3. 4GHz帯全国バンドを希望する申請者の負担可能額は110億円以上であり、当該資金を確実に確保する方法を示しているため適当と認められる。			
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
8 既存事業者等以外の者又は他の既存事業者等に対する卸電気通信役務の提供、電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠を有していること。(開設指針別表第2の9)	・卸電気通信役務等によりMVNOへの役務提供を実施(指定済周波数の基地局において、既存事業者等以外の者に対する提供の実績あり)。 ・HSS連携機能について、平成29年度中に提供予定。 ・平成37年度末に約2,300万契約を計画。	・卸電気通信役務等によりMVNOへの役務提供を実施(指定済周波数の基地局において、既存事業者等以外の者に対する提供の実績あり)。 ・HLR/HSS連携機能等についても、MVNO事業者からの要望があれば協議。 ・平成40年度末に約469万契約を計画。	・卸電気通信役務等によりMVNOへの役務提供を実施(指定済周波数の基地局において、既存事業者等以外の者に対する提供の実績あり)。 ・HSS連携機能について、卸電気通信役務は平成32年度に、接続約款は平成34年度に提供予定。 ・平成40年度末に約1,758万契約を計画。	・平成32年4月から卸電気通信役務及び事業者間接続を提供予定。 ・HSS連携機能について、平成32年10月より提供予定。 ・平成40年度末に約185万契約を計画。
	いずれの申請者も、指定済周波数を使用する基地局の免許を受けていない者に対して、特定基地局の利用を促進するための計画を有し、その根拠として現行サービスにおいてMVNOの実績等がある又は具体的なサービス計画が示されているため適当と認められる。			
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適

	NTTドコモ	ソフトバンク	KDDI／沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク
9 申請者が提供しようとする電気通信役務について、利用者の通信量需要に応じた多様な料金設定に関する計画及びその根拠を有していること。（開設指針別表第2の10）	利用者の通信量の平均値や分布、今後の一人当たりのトラフィックの伸びを考慮し、利用可能データ通信量に応じた、個人及び法人向けの複数の料金プランを提供。	データ通信量の分布や需要増加のトレンドを勘案し、利用者の通信量の需要に応じた、複数の料金プランを提供。	利用者層毎の月間通信量を勘案し、利用可能データ通信量に応じた、複数の料金プランを提供。	- 現在のMVNOで提供中の料金プランで提供予定。 - 今後、大容量プラン、法人専用プラン等を検討。
	いずれの申請も、利用者の通信量需要に応じた多様な料金設定に関する計画を有し、その根拠として現行サービス（MVNOサービスを含む）において同様の料金プランを設定した実績があるため適当と認められる。			
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
10 申請者が次に掲げる要件を満たしていること。（開設指針別表第2の11） 1 本開設指針に係る2以上の開設計画の認定の申請を行っていないこと。 2 本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではないこと。 3 申請者の役員が本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行う法人又は団体の役員ではないこと。 4 次に掲げる者（申請者と地域ごとに連携する者を除く。）が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。 （一）申請者の子法人等、親法人等又は親法人等の子法人等（申請者を除く。） （二）法人又は団体の議決権の総数に対する申請者又は（一）に掲げる者が保有している議決権の数の合計の割合が5分の1を超え3分の1未満である場合であって、次の（1）及び（2）に掲げる場合における当該（1）及び（2）に定める者 （1）当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合 当該法人若しくは団体又はその子法人等 （2）当該法人若しくは団体又はその子法人等との間において別表第1の九6から8までに規定する通信を行う計画を有する場合 当該通信に係る当該法人若しくは団体又はその子法人等	- 申請者は、開設指針別表第2の11に掲げる要件を満たしている。 ※ 開設指針別表第2の11の要件に該当する他の申請者がいない旨を記載した書類の提出あり。 - 申請者は、開設指針第5章第10項を遵守する旨を明記。	- 申請者は、開設指針別表第2の11に掲げる要件を満たしている。 ※ 開設指針別表第2の11の要件に該当する他の申請者がいない旨を記載した書類の提出あり。 - 申請者は、開設指針第5章第10項を遵守する旨を明記。	- 申請者は、開設指針別表第2の11に掲げる要件を満たしている。 ※ 開設指針別表第2の11の要件に該当する他の申請者がいない旨を記載した書類の提出あり。 - 申請者は、開設指針第5章第10項を遵守する旨を明記。	- 申請者は、開設指針別表第2の11に掲げる要件を満たしている。 ※ 開設指針別表第2の11の要件に該当する他の申請者がいない旨を記載した書類の提出あり。 - 申請者は、開設指針第5章第10項を遵守する旨を明記。

(三) 申請者又は申請者の親法人等の議決権の総数に対する法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。）が保有している議決権の数の合計の割合が5分の1を超え3分の1未満である場合であって、次の(1)及び(2)に掲げる場合における当該(1)及び(2)に定める者 (1) 当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合 当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。） (2) 当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。）との間において別表第1の九6から8までに規定する通信を行う計画を有する場合 当該通信に係る当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。） (四) 申請者の代表権を有する役員が法人又は団体の代表権を有する役員の地位を兼ねている場合における当該法人又は団体 (五) 申請者の役員の地位を兼ねる法人又は団体の役員又は職員の数が、申請者の役員の総数の2分の1超である場合における当該法人又は団体 (六) 法人又は団体の役員の地位を兼ねる申請者の役員又は職員の数が、法人又は団体の役員の総数の2分の1超である場合における当該法人又は団体				
5 第5章第10項を遵守することを示していること。	いずれの申請者も、申請者に関する要件を満たしているため適当と認められる。			
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適

	NTT ドコモ	ソフトバンク	KDDI／沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク
電波法第27条の13第4項				
開設計画が確実に実施される見込みがあること。(電波法第27条の13第4項第2号)	以上のとおり、特定基地局の整備、資金の調達、社内体制の整備等の開設計画について当該計画の実績、根拠等が示されており確実に実施される見込みがあるため適当と認められる。			
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
開設計画に係る通信系に含まれる全ての特定基地局について、周波数の割当てが現に可能であり、又は早期に可能となることが確実であると認められること。(電波法第27条の13第4項第3号)	開設計画に係る通信系に含まれる全ての特定基地局について、1,805MHzを超え1,845MHz以下の周波数又は3,400MHzを超え3,480MHz以下の周波数の使用を希望しており、各申請者の開設計画において既存無線局への混信防止対策等が明示されていることから、当該周波数の割当てが可能であり適当と認められる。			
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
開設計画に係る特定基地局を開設しようとする者が電気通信事業法第9条の登録を受けていること又は受ける見込みが十分であること。(電波法第27条の13第4項第4号)	登録年月日：平成16年4月1日 登録番号：第74号	登録年月日：平成16年4月1日 登録番号：第72号	【KDDI】 登録年月日：平成16年4月1日 登録番号：第3号 【沖縄セルラー電話】 登録年月日：平成16年4月1日 登録番号：第71号	電気通信事業の登録に関する事項として、次のとおり記載。 ・業務区域：全国の区域 ・電気通信設備の概要：特定基地局の整備計画として、市区町村ごとの設置の区域 ・電気通信事業法第12条第1項第1号から第3号まで（欠格事由）に該当しないことを誓約する旨 ・提供する電気通信役務：携帯電話、インターネット接続サービス、携帯電話・PHSアクセスサービス、三・九一四世代携帯電話アクセスサービス 等
	NTTドコモ、ソフトバンク及びKDDI／沖縄セルラー電話については、電気通信事業法第9条の登録を受けていることから、適当と認められる。楽天モバイルネットワークについては、その事業が電気通信市場の公正な競争を阻害するおそれはなく、利用者の利益の確保に反しない等電気通信の健全な発達のために適切でないとは認められず、電気通信事業法第9条の登録を受ける見込みが十分であることから、適当と認められる。			
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適

上記の審査において、いずれの申請も絶対審査基準の各項目に適合していることから、開設指針第5章第4項の規定により、同章第3項第2号(1)に基づき記載した周波数の希望する順位が第1順位のものから順に認定することとし、KDDI／沖縄セルラー電話及び楽天モバイルネットワークについては1.7GHz 帯全国バンドに係る開設計画の部分を、NTT ドコモ及びソフトバンクについては3.4GHz 帯全国バンドに係る開設計画の部分を認定することとする。

なお、電波法第27条の13第4項に基づく周波数の指定は、開設指針第5章第6項の規定により、次表に示す開設計画に記載した希望する周波数の範囲に基づき行うこととする。

NTT ドコモ	ソフトバンク	KDDI／沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク
第 1 順位 3,440MHz を超え 3,480MHz 以下 第 2 順位 3,400MHz を超え 3,440MHz 以下	第 1 順位 3,400MHz を超え 3,440MHz 以下 第 2 順位 3,440MHz を超え 3,480MHz 以下	第 1 順位 1,805MHz を超え 1,825MHz 以下 第 2 順位 1,825MHz を超え 1,845MHz 以下	第 1 順位 1,825MHz を超え 1,845MHz 以下 第 2 順位 1,805MHz を超え 1,825MHz 以下

以上のように、各者の第 1 順位に重複がないことから、NTT ドコモに 3,440MHz を超え 3,480MHz 以下の周波数を、ソフトバンクに 3,400MHz を超え 3,440MHz 以下の周波数を、KDDI／沖縄セルラー電話に 1,805MHz を超え 1,825MHz 以下の周波数を、楽天モバイルネットワークに 1,825MHz を超え 1,845MHz 以下の周波数を指定して、それぞれ認定するものとする。

また、開設計画の認定に当たり、開設指針の趣旨等を踏まえ、次の条件を付することとする。

<認定の条件>

- 1 第 4 世代移動通信システムによる広範なブロードバンドサービスの普及に努めること。
- 2 停電やふくそうに対する対策や通信障害の発生防止をはじめ、電気通信設備に係る安全・信頼性の向上に努めること。
- 3 周波数の割当てを受けていない者に対する、電気通信設備の接続、卸電気通信役務の提供その他の方法による特定基地局の利用の促進に努めること。
- 4 携帯電話の利用ニーズに対応した多様で使いやすい料金設定を行うよう努めること。
- 5 終了促進措置の実施に関して、対象免許人との間で十分な合意形成を図り、円滑な実施に努めるとともに、透明性の確保を十分に図ること。
- 6 携帯電話が国民にとって重要な生活手段になっていることに鑑み、携帯電話不感地域における基地局の着実な開設を進めること。

(以下、楽天モバイルネットワークのみに付与される条件)

- 7 他の既存事業者のネットワークを利用する場合においても、携帯電話事業者は自らネットワークを構築して事業展開を図るという原則に留意すること。
- 8 特定基地局の円滑かつ確実な整備のため、基地局の設置場所の確保及び工事業者との協力体制の構築に一層努めること。
- 9 特定基地局その他電気通信設備の適切な運用のため、無線従事者など必要な技術要員を確実に確保、配置すること。
- 10 競争に伴う経営環境の変化が生じた場合においても、設備投資及び安定的なサービス提供のために必要となる資金の確保その他財務の健全性に留意すること。